

【体系見直しの基本方針】

① 防災・子育てなど、重点的に取り組む分野について強調

② 市民自治、行財政改革、世界遺産に関する事項は計画の推進に関する考え方として整理

③ 施策のマネジメントをしやすい単位で、施策の括り直し

補足資料3

第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち

現行		次期基本計画(案)			
施策の方針名			施策の方針名	現行	理由
平和・人権	1-1 平和推進事業の充実	平和 人権	1-(1)-① 平和推進事業の充実	1-1	平和と人権は異なるものであるため、平和をひとつの分野として位置づけた。
	1-2 人権意識の醸成				
	1-3 人権関係機関との連携				
	1-4 人権施策の推進体制の整備		1-(2)-① 人権施策の充実	1-2,1-3,1-4,1-5 2-1,2-2,2-3,2-4,2-5,2-6	平和と人権は異なるものであるため、平和をひとつの分野として位置づけた。
	1-5 人権施策の充実				
男女共同参画社会	2-1 あらゆる分野への男女共同参画の推進	—			「人権施策の充実」の一部として位置づけた。
	2-2 女性への支援と活動拠点の整備				
	2-3 心豊かに暮らせる地域社会の実現				
	2-4 男女がともに働く労働環境の整備				
	2-5 男女平等の意識作り				
多文化共生社会	2-6 男女共同参画社会の体制の整備				
	3-1 多文化共生社会への理解	多文化共生社会	1-(3)-① 多文化共生社会の推進	3-1,3-2,3-3,3-4	施策の方針が施策の検討にあたり細かく分かれすぎていたため、管理上ひとつの施策として整理しなおした。
	3-2 多国籍市民が暮らしやすい環境の整備				
	3-3 来訪者への対応				
	3-4 国際交流・協力活動への支援				

第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち

現行		次期基本計画(案)			
施策の方針名			施策の方針名	現行	理由
歴史環境	4-1 歴史的遺産と自然環境の保全	歴史環境	2-(1)-① 歴史的風土の保存	4-1	名称の整理を実施
	4-2 史跡の指定・保存、管理、整備及び活用		2-(1)-② 史跡の指定、保存・管理、整備及び活用	4-2	「史跡」と「文化財」は、現行基本計画通り、分けることとし、11-3「学習環境の整備・充実」の一部(国宝館部分)を統合。
	4-3 埋蔵文化財の発掘体制		2-(1)-③ 文化財の保存、調査・研究、情報の充実	4-3,4-4,11-3の一部 4-5	2-(1)-④を統合。
	4-4 文化財の保存、調査・研究、情報の充実				「文化財の保存、調査・研究、情報の充実」及び「商工業振興の充実」の一部として位置づけた。
	4-5 伝統芸能・工芸などの保存・継承				計画の推進に向けた考え方の「世界遺産のあるまちづくり」に移行
	4-6 世界遺産への登録				
文化	5-1 文化活動の条件整備	文化	2-(2)-① 文化活動の支援・推進	5-1,5-2,5-3,5-4	施策の方針が施策の検討にあたり細かく分かれすぎていたため、管理上ひとつの施策として整理しなおした。
	5-2 文化活動の支援				
	5-3 文化施設の整備				
	5-4 文化活動の推進				

第3章 都市環境を保全・創造するまち

現行		次期基本計画(案)			
施策の方針名			施策の方針名	現行	理由
みどり	6-1 緑の保全等	みどり	3-(1)-① 緑の保全等	6-1	
	6-2 多様な都市公園等の整備		3-(1)-② 都市公園等の整備・管理	6-2,6-3	都市公園関係の施策を統合。
	6-3 都市公園等の適正な管理				「生活環境」の分野へ位置づけた。
	6-4 野生鳥獣等への対応				「生活環境」の分野へ位置づけた。
	6-5 海浜の保全と活用				
都市景観	7-1 良好な都市景観形成の誘導	都市景観	3-(2)-① 良好な都市景観形成事業の推進	7-1,7-2,7-3	施策の方針が施策の検討にあたり細かく分かれすぎていたため、管理上ひとつの施策として整理しなおした。
	7-2 都市景観形成事業の推進				
	7-3 市民・事業者・NPO等との協働				
生活環境	8-1 廃棄物の発生抑制	生活環境	3-(3)-① 3Rの推進・ごみの適正処理	8-1,8-2,8-3,2,4-4	ごみ関係の施策を統合。
	8-2 循環資源の再利用・再生利用				
	8-3 廃棄物の適正処理		3-(3)-② 環境汚染の防止	8-5	記載順序の変更
	8-4 まちの美化		3-(3)-③ まちの美化	8-4,8-6	記載順序の変更
	8-5 環境汚染の未然防止		3-(3)-④ 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進	新規追加(8-6の一部)	社会環境の変化を受けて新設
	8-6 市民・事業者・潜在者・行政による環境保全活動の実践		3-(3)-⑤ 野生鳥獣等への対応	6-4	「みどり」から移行。
			3-(3)-⑥ 海浜の環境保全	6-5	「みどり」から移行。

第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち

現行		次期基本計画(案)				
施策の方針名			施策の方針名	現行	理由	
健康福祉	9-1 市民参加の健康福祉	健康福祉			計画の推進に向けた考え方の「市民自治」へ移行。	
	9-2 地域生活の支援サービス		4-(1)-① 地域生活の支援サービス	9-2,9-4,9-5		
	9-3 健康と安心づくり		4-(1)-② 市民の健康と安心づくりの推進	9-3	名称の見直し	
	9-4 すべての子育て家庭への支援				「子育て」をひとつの分野として別出しすることで施策を強調した。	
	9-5 福祉のまちづくり				計画の推進に向けた考え方の「市民自治」へ移行。	
	なし	子育て	4-(2)-① すべての子育て家庭への支援	9-4	・「子育て」をひとつの分野として別出しすることで強調する。	
		4-(2)-② 子育て支援施設の整備	9-4,12-2			
学校教育	10-1 安心して学べる地域に開かれた安全な学校づくり	学校教育	4-(3)-① 安心・安全で開かれた学校づくり	10-1	名称の見直し	
	10-2 教育内容の充実と教育条件の整備		4-(3)-② 教育内容・教育環境の充実	10-2,10-3	特別支援教育についても、教育施策の全体の観点から検討するため、統合した。	
	10-3 障害のある児童生徒や教育的支援が必要な児童生徒の教育		4-(3)-③ 学校施設の整備	10-4		
	10-4 学校施設の整備・充実					
青少年育成	12-1 青少年活動の推進	青少年育成	4-(4)-① 青少年の育成・支援	12-1,12-3 12-2	施策の方針が施策の検討にあたり細かく分かれすぎていたため、管理上ひとつの施策として整理しなおした。	
	12-2 青少年施設の整備					
	12-3 青少年指導・相談体制の充実					
生涯学習	11-1 地域における学習交流の促進と地域教育力の再生	生涯学習	4-(5)-① 多様な学習機会の提供と学習成果の活用	11-2,11-4,11-5,11-6 11-1	生涯学習施策を学習環境の整備・充実とそれ以外に整理し直した。	
	11-2 多様な学習機会の提供と学習成果の活用					
	11-3 学習環境の整備・充実					
	11-4 学習支援体制の整備と充実					
	11-5 効果的な学習プログラムの構築					
	11-6 生涯学習の一体的推進	4-(5)-② 学習環境の整備・充実	11-3			
スポーツ・レック	13-1 市民スポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ・レック	4-(6)-① 市民スポーツ・レクリエーションの推進	13-1,13-2,13-4	スポーツ施策を施設の整備とそれ以外に整理し直した。	
	13-2 自然の中で行うスポーツ・レクリエーションの振興					
	13-3 施設の整備と情報提供の推進		4-(6)-② スポーツ施設の整備	13-3		
	13-4 スポーツ・レクリエーション活動の推進					

第5章 安全で快適な生活が送れるまち

現行		次期基本計画(案)			
施策の方針名			施策の方針名	現行	理由
地域安全	14-1 地震対策の充実	防災・安全	5-(1)-① 地震対策の充実	14-1,18-3	分野名を「地域安全」から「防災・安全」に変更することで、防災・減災の考え方を強調した。
	14-2 風水害対策		5-(1)-② 風水害対策	14-2	
	14-3 公共建築物の維持・保全		5-(1)-③ 消防機能の整備・充実	14-4,14-5	計画の推進に向けた考え方の「行政運営」へ移行。
	14-4 消防力の総合的整備・充実				
	14-5 火災予防対策				
	14-6 交通安全意識の高揚			14-6	交通の計画に関する事項は、「総合交通」へ集約し、一体的に管理することとした。
	14-7 駐輪対策の推進			14-7 14-8	
	14-8 交通環境の整備				
	14-9 防犯活動の充実・強化		5-(1)-④ 防犯活動の充実・強化	14-9	
市街地整備	15-1 拠点地区の都市整備の推進	市街地整備	5-(2)-① 市街地整備の推進	15-1,15-2,15-3	施策の方針が施策の検討にあたり細かく分かれすぎていたため、管理上ひとつの施策として整理しなおした。
	15-2 既成市街地での都市整備の推進				
	15-3 市民・事業者・NPO等との協働によるまちづくりの推進				「道路整備」で位置づけた。
	15-4 歩行者等の交通環境の整備				
総合交通	16-1 交通体系の検討	総合交通	5-(3)-① 道路・交通体系の検討	16-1,16-3,17-1	交通の計画に関する事項を集約した。順番の変更
	16-2 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進		5-(3)-② 交通安全意識の高揚	14-6	
			5-(3)-③ 駐輪対策の推進	14-7	
	16-3 道路体系の整備		5-(3)-④ 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進	14-8,16-2	
道路整備	17-1 都市計画道路の整備	道路整備	5-(4)-① 道路・橋りょうの整備・維持管理	15-4,16-1,17-1,17-2,17-3	各分野にまたがっていた道路整備に関するものを集約した。
	17-2 生活道路の整備				
	17-3 道路の管理				施策の方針が施策の検討にあたり細かく分かれすぎていたため、管理上ひとつの施策として整理しなおした。
住宅・住環境	18-1 年齢構成バランスに配慮した住まいづくり	住宅・住環境	5-(5)-① 鎌倉らしい住まいづくり	18-1,18-2	
	18-2 鎌倉らしい住宅・住環境の保全と創造			18-3	
	18-3 災害に強い安全な住環境の確保				「防災・安全」へ統合した。
下水道・河川	19-1 下水道の整備	下水道・河川	5-(6)-① 下水道の整備・管理	19-1,19-3,19-4,19-5,19-6	「下水道」に関連する事項を集約した。ただし、浸水対策については、「下水道」と「河川」の両方にかかっている。
	19-2 河川・水路の整備				
	19-3 浸水対策の推進				
	19-4 市街地化調整区域内の生活排水処理				
	19-5 下水道処理人口普及率の向上		5-(6)-② 水辺環境の整備・創出・管理	19-2,19-3,19-7	「下水道」に関連する事項を集約した。ただし、浸水対策については、「下水道」と「河川」の両方にかかっている。水辺環境については、「河川」に関する施策として位置づける。
	19-6 下水道施設の維持管理				
	19-7 水辺環境の創出				
	19-8 資源の有効利用		5-(6)-③ 下水道資源の有効利用	19-8	

第6章 活力ある暮らしやすいまち

現行		次期基本計画(案)			
施策の方針名			施策の方針名	現行	理由
地域情報化	20-1 情報バリアフリーの推進	地域情報化		20-1	20-1は計画の推進に向けた考え方の「市民自治」へ移行。 20-2,20-3,20-4,20-5は計画の推進に向けた考え方の「行財政運営」へ移行。
	20-2 情報セキュリティ対策の強化		20-2		
	20-3 情報基盤の整備				
	20-4 情報活用能力の向上		20-3,20-4,20-5		
	20-5 協働による情報化の推進				
産業振興	21-1 都市農業の振興	産業振興			
	21-2 鎌倉ブランド事業の推進		6-(1)-① 農業・漁業の振興	21-1,21-3 21-2	第1次産業としてまとめる。
	21-3 沿岸漁業の推進				
	21-4 商工業の振興の推進体制の充実		6-(1)-② 商工業振興の充実	21-4,21-5,21-6,21-7 4-5,21-2,21-8	商工業施策を集約した。
	21-5 地域の特性を生かした商店街づくり				
	21-6 産業環境の整備				「勤労者福祉」へ移行。
	21-7 中小企業支援				「消費生活」へ移行。
	21-8 特産品の開発、販路開拓				
観光	22-1 ホスピタリティの向上と観光客のモラル向上	観光	6-(2)-① 観光都市としての質の向上	22-1,22-4	施策の括り直しを行った。
	22-2 快適な観光空間の整備		6-(2)-② 安全で快適な観光空間の整備	22-2,22-3,22-6	
	22-3 多様な観光行動への対応		6-(2)-③ 地域が一体となった観光振興の推進	22-5	
	22-4 外国人観光客への対応				
	22-5 観光を通じた地域の活性化				
	22-6 歩く観光の推奨				
勤労者福祉	23-1 福利厚生への対応	勤労者福祉	6-(3)-① 雇用支援の充実	23-5	施策の括り直しを行った。
	23-2 施設の改修等		6-(3)-② 働く環境の充実	23-1,23-2,23-4	
	23-3 技能の奨励		6-(3)-③ 技能振興の充実	23-3	
	23-4 労働環境の向上				
	23-5 雇用の支援				
消費生活	24-1 消費生活センターの設置	消費者対策			施策の方針が施策の検討にあたり細かく分かれすぎていたため、管理上ひとつの施策として整理しなおした。
	24-2 情報と教育などの機会の提供、消費者市民の意見の反映		6-(4)-① 消費者施策の推進	24-1,24-2,24-3, 24-4,24-5	
	24-3 消費者被害の救済と被害発生の防止				
	24-4 環境への配慮				
	24-5 消費者の自衛のための発言・行動との協働				

計画の推進（現行計画のみ）

現行		次期基本計画(案)			
施策の方針名			施策の方針名	現行	理由
市民の参画・協働の推進	25-1 広聴活動の充実	-			計画の推進に向けた考え方の「市民自治」へ移行。
	25-2 広報活動の充実				
	25-3 まちづくりへの参画・協働				
	25-4 情報公開制度の推進				
	25-5 個人情報保護制度の推進				
コミュニティ活動の活性化	26-1 地域コミュニティのあり方	-			計画の推進に向けた考え方の「市民自治」へ移行。
	26-2 活動の支援				
	26-3 活動の場づくり				
	26-4 活動のネットワークづくり				
地域の推進・福祉	27-1 地域での支え合いの環境づくり	-			計画の推進に向けた考え方の「市民自治」へ移行。
	27-2 地域で集い、憩い、学べる場づくり				
	27-3 地域活動への支援と参加の仕組みづくり				
	27-4 地域でいつでも必要なサービスが受けられる仕組みづくり				